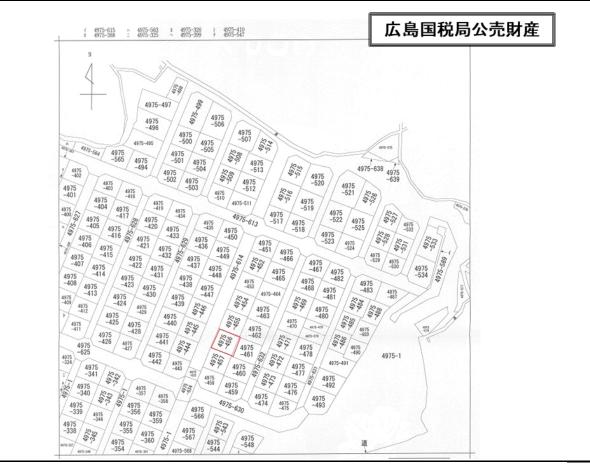
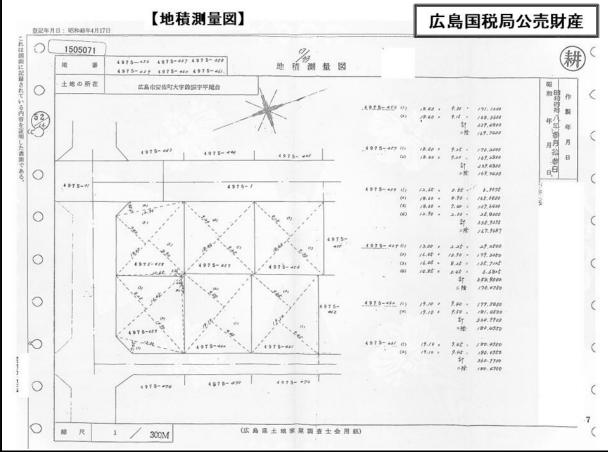
	<del>r</del> 1			
売却区分番号	広島局177-2			
見積価額	1,478,000円 公売保証金 150,000円			
財産の表示	所在 広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台			
	地番 4975番456			
	地目    雑種地			
	地積 169 平方メートル			
	以上登記簿による表示			
公法上の規制	都市計画区域外			
	土砂災害警戒区域			
	宅地造成等工事規制区域			
接道状況	公売財産は、北西側で幅員約7.2メートルの舗装市道にほぼ等高に接面しています。			
地盤・地勢	公売財産は、間口約 12.8 メートル、奥行き約 13.4 メートルの長方形上の中間画地			
	です。			
特 記 事 項	公売財産上に公売対象外の未登記簡易倉庫が3棟あり、その内、北西側接面道路の			
	一番近くに設置されているものは、団地内ゴミステーションとして近隣住民が共用し			
	ています。なお、地代等の授受はありません。			
住居表示等	広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975-456			
最 寄 駅 等	JR可部線「可部」駅から北西方へ道路距離で約 14 キロメートル			
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。			
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿			
	等をご確認ください。			
	名称、数量等は登記簿による表示です。			
	土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。			
	掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。			
	公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保			
	責任を負いません。			
	執行機関(国)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡			
	しについて、所有者等と協議する必要があり、使用者又は占有者に対して明渡しを求			
	める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任におい			
	て行ってください。			
	土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。			
	買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。			
	買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人			
	が負います。			
	買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはで			
	きません。			
	権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受			
	人の負担となります。			
	個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。			
	公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。			
	この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。			

<b>丰</b>	片白日177 0			
売却区分番号	広島局177-2			
見積価額	1,478,000円	公売保証金	150,000円	
	国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」 を参照してください。			
陳述書の提出	不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります(ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。)。 ・買受申込者(その者が法人である場合には、その役員)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号(定義)に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員等」といいます。)であること・自己の計算において買受申込みをさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等であることなお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必要があります。 また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを併			









売却区分番号

広島局177-2





売却区分番号

広島局177-2

